

平成 26 年度

鳥羽市 健全化判断比率
各会計資金不足比率 審査意見書

鳥羽市監査委員

鳥 監 第 36 号
平成 27 年 8 月 24 日

鳥羽市長 木 田 久主一 様

鳥羽市監査委員 村 林 守
鳥羽市監査委員 坂 倉 広 子

平成 26 年度鳥羽市健全化判断比率・
各会計資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された平成 26 年度鳥羽市健全化判断比率・各会計資金不足比率について審査したので、次のとおり意見を提出します。

平成 26 年度鳥羽市健全化判断比率審査意見書

第 1 審査の概要

1 審査の対象

平成 26 年度鳥羽市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成 27 年 8 月 3 日から平成 27 年 8 月 21 日まで

3 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、関係書類との照合等の手続きを実施した。

第 2 審査の結果

市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められた。

記

(単位:%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成 26 年度算定値	—	—	8.3	90.2
平成 25 年度算定値	—	—	8.9	94.9
差 引 増 減	—	—	△0.6	△4.7
早期健全化基準	14.37	19.37	25.0	350.0

第 3 意見

① 実質赤字比率について

平成 26 年度の実質収支は黒字となっているため実質赤字比率は算定されず、良好な状態となっている。なお、実質収支比率は 3.71%である。

(単位:千円、%)

実 質 収 支 額	229,215	=	実質収支比率	実質赤字比率
標準財政規模	6,174,966		3.71	—

② 連結実質赤字比率について

平成 26 年度の連結実質収支は黒字となっているため連結実質赤字は算出されず、良好な状態となっている。なお、連結実質収支比率は 21.63%である。

(単位:千円、%)

連結実質収支額	1,336,110	=	連結実質収支比率	連結実質赤字比率
標準財政規模	6,174,966		21.63	—

③ 実質公債費比率について

平成 26 年度の実質公債費比率は 8.3%であり、早期健全化基準の 25.0%と比較すると、これを下回っており良好である。

なお、単年度で見ると、8.1%であり、前年度の比率と比較し 0.2 ポイント減少しているが、この主要因は、地方債の元利償還金(繰上償還及び満期一括地方債の元金に係るものを除く)が 4907 万 6000 円増加したものの、控除される元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額が 5626 万 2000 円増加したことにより、分子となる実質的な公債費が減少したこと、また、分母において、標準財政規模(臨時財政対策債を含む)が 4731 万 2000 円減少したものの、分子の減少率が分母の減少率を上回ったことによるものである。

(単位:千円、%)

$$\frac{(A + B)}{E} = \frac{(C + D)}{D}$$

$$\frac{(1,337,148 + 203,803)}{6,174,966} = \frac{(156,164 + 964,157)}{964,157}$$

実質公債費比率 (単年度)
8.1

- A: 地方債の元利償還金(繰上償還及び満期一括地方債の元金に係るものを除く)
- B: 地方債の元利償還金に準ずるもの(「準元利償還金」)
- C: 元利償還金または準元利償還金に充てられる特定財源
- D: 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
- E: 標準財政規模(臨時財政対策債を含む)

(単位:千円、%)

単年度		
平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
8.8	8.3	8.1

⇒

実質公債費比率 (3 ヶ年平均)
8.3

※ 実質公債費比率は、単年度分は小数点以下第 2 位を四捨五入、3 ヶ年平均は小数点以下第 1 位未満を切り捨てしているため、計数が一致しないことがある。

④ 将来負担比率について

平成 26 年度の将来負担比率は 90.2%であり、早期健全化基準の 350.0%と比較すると、これを下回っており良好である。

なお、前年度の比率 94.9%と比較すると 4.7 ポイント減少しているが、この主要因は、一般会計の地方債年度末現在高が 4325 万円増加したものの、職員数の 4 人減により退職手当負担見込額が 9265 万 9000 円、公営企業等の地方債元利償還金に対する負担見込額が 6043 万 2000 円、一部事務組合の地方債元利償還金に対する負担見込額が 3032 万 7000 円それぞれ減少したことのほか、控除される充当可能財源において、市営住宅等の起債残高が減少したことにより特定財源(住宅使用料等)の充当見込額が減少したものの、財政調整基金や減債基金などの充当可能基金及び地方債年度末現在高にかかる基準財政需要額算入見込額が 1 億 9791 万 3000 円増加したことにより、分子となる実質的な負担額が減少したこと、また、分母において、標準財政規模が 4731 万 2000 円減少したが、分子の減少率が分母の減少率を上回ったことによるものである。

将来負担額	—	充当可能財源等	(単位:千円、%)
17,578,081		12,875,351	将来負担比率
標準財政規模	—	算入公債費等	90.2
6,174,966		964,157	

第4 是正改善を要すべき事項
 特に指摘すべき事項はない。

平成 26 年度鳥羽市各会計資金不足比率審査意見書

第 1 審査の概要

1 審査の対象

次の各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- ①平成 26 年度鳥羽市定期航路事業特別会計
- ②平成 26 年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計
- ③平成 26 年度鳥羽市水道事業会計

2 審査の期間

平成 27 年 8 月 3 日から平成 27 年 8 月 21 日まで

3 審査の方法

市長から提出された各会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、関係書類との照合等の手続きを実施した。

第 2 審査の結果

審査に付された各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められた。

記

会 計 名	平成 26 年度	平成 25 年度	差引増減	(単位:%)	
				経営健全化基準	
①鳥羽市定期航路事業特別会計	—	—		20.0	
②鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計	—	—			
③鳥羽市水道事業会計	—	—			

第 3 意見

① 平成 26 年度鳥羽市定期航路事業特別会計の資金不足比率について

定期航路事業特別会計においては、資金不足となっていないことから、資金不足比率は算出されず、良好な状態となっている。

		(単位:千円、%)		
$\frac{\text{資金の不足額 (前年度繰上充用金 0)}}{\text{事業の規模 331,199}}$	=	<table border="1"> <tr> <td>資金不足比率</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </table>	資金不足比率	—
資金不足比率				
—				

※ 「資金の不足額 > 0」である場合、資金不足が発生している。

- ② 平成 26 年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計の資金不足比率について
 特定環境保全公共下水道事業特別会計においては、資金不足となっていないことから、資金不足比率は算出されず、良好な状態となっている。

(単位:千円、%)

資金の不足額 (前年度繰上充用金 0)	=	資金不足比率
事業の規模 51,730		—

- ③ 平成 26 年度鳥羽市水道事業会計の資金不足比率について
 水道事業会計においては、資金不足となっていないことから、資金不足比率は算出されず、良好な状態となっている。なお、水道事業会計決算審査意見書に記載した事業の短期流動性を表す流動比率は 600.3%である。

(単位:千円、%)

資金の不足額 (流動負債 216,313 - 流動資産 1,298,481)	=	資金不足比率
事業の規模 1,165,980		—

※ 「 資金の不足額 > 0 」である場合、資金不足が発生している。

第 4 是正改善を要すべき事項

特に指摘すべき事項はない。